

答 申 第 3 4 号  
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 3 8 号

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日付け（第 2 3 5 - 3 号）「行政文書不存在通知」に係る  
審査請求

別紙

諮問番号：諮問第38号

答申番号：答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員は、本件審査請求の対象となった不存在通知を取り消し、改めて行政文書を特定した上で、公開の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年11月10日付けで「第70-1号に係る本ケアプラン」に関し、「●●に入所する場合は、施設サービス計画書は必要なのか、あるいは、必要ではないのかが分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年11月24日に、本件請求にかかる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

介護保険関係法令は高崎市の行政文書ではないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年12月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年2月2日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成30年2月5日付けで反論書を提出した。

## 6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

## 7 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

## 第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

実施機関は、本件行政文書について、介護保険関係法令は高崎市の行政文書ではないため不存在としているが、高崎市の行政文書でないものを公開請求したつもりはない。請求した情報が記載されている行政文書は、高崎市介護保険条例（平成12年高崎市条例第34号。以下「介護保険条例」という。）及び「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）第70-1号」（以下「第70-1号」という。）であり、特に第70-1号は、実施機関自らが作成した文書であることから、本件処分の取消しを求める。

### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年3月29日及び同年12月20日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 請求人の行った本件請求には、「●●に入所する場合は、施設サービス計画書は必要なのか、あるいは、必要ではないのかが分かる情報」と記載されており、●●が老人保健施設であることから、本件行政文書は、老人保健施設に入所する場合には、施設サービス計画書を作成する必要があるのか又はしないのかを定めている介護保険関係法令等の規定が分かる行政文書と解される。

(2) 介護保険関係法令は、本市が所管するものではなく、条例第2条第2号に

規定する行政文書には当たらない。

- (3) 請求人は審査請求書において、介護保険条例第1条を公開すべき旨を示唆しているが、当該条項は、当該条例の趣旨を定めているものであり、介護老人保健施設の入所について、施設サービス計画を作成する必要があるのか又はないのかを定めているものとはなっていない。
- (4) 反論書及び意見書において請求人は、第70-1号が本件行政文書であると主張している。第70-1号は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果通知である。第70-1号には、介護保険関係法令を抜粋して掲載しているが、介護保険関係法令は、本市が所管するものではなく、条例第2条第2号に規定する行政文書には当たらないため、行政文書不存在と決定したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

- (1) 実施機関は、本件行政文書を、施設サービス計画書を作成する必要があるのか又はないのかを定めている介護保険関係法令等の条項と解した上で、そのような行政文書は作成及び取得しておらず、そもそも介護保険関係法令は本市の行政文書には当たらないため、本件処分を行ったとし、また、請求人が本件審査請求において公開すべき旨を示唆する介護保険条例第1条の規定は、当該条例の趣旨を定めているものであり、介護老人保健施設の入所について、施設サービス計画を作成する必要があるのか又はないのかを定めているものとはなっていないと主張する。

一方、請求人は、高崎市の行政文書でないものを開示請求したつもりはなく、請求した情報が記載されている行政文書は、介護保険条例の他に、第70-1号であり、特に第70-1号は、実施機関自らが作成した文書であることから、本件処分の取消しを求めると主張する。

そこで、第70-1号に請求人が求める情報が掲載されているか否かについて検討する。

- (2) 第70-1号の7から10ページ項目「第3 監査の結果」には、本件監査に係る主な法令等として、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「老健施設基準」という。）並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部を抜粋して掲載している。
- (3) 老健施設基準に係る抜粋部分には、「介護老人保健施設は、施設サービス計

画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。」(第13条第1項)、「介護保険施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。」(第13条第2項)、「介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」(第14条第1項)、「施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当っては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。」(第14条第2項)、「計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。」(第14条第5項)などの、第13条第1項から第14条第8項までの規定が記載されており、当該抜粋部分は、本件請求により請求人が求めている情報に該当するものと認められる。

- (4) 国の法令自体は、条例第2条第2号に規定する本市の行政文書には当たらないが、法令の一部を引用又は抜粋等により実施機関の行政文書に記載した場合には、当該行政文書を公開の対象とするべきである。
- (5) したがって、実施機関が行政文書非該当を理由として本件行政文書を不存在とした決定は不当であり、本件不存在決定を取り消し、改めて本件行政文書として「第70-1号」を特定するべきである。

## 2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 3 審査会の意見

本答申において、公開すべきとした本件行政文書「第70-1号」は、平成28年6月10日付けで請求人へ交付した文書であり、本件行政文書は、本市ホームページにおいても公開されているものである。なおかつ、請求人は意見書に証拠資料として「第70-1号」の抜粋を添付している。

条例上、すでに知り得ている情報について請求する権利を制限するという規定はないが、自己がすでに知り得ておりかつ保有している情報の公開を求めるという行為は、情報公開制度の本来の趣旨に反するものと考えられる。

一方、実施機関においても独自に公開請求書を理解して、そこに特定の意味付けを行い、それを根拠に公開・非公開・不存在等の決定を行うことは適当ではなく、可能な限り広く公開請求が認められるように、合理的かつ客観的に公開請求書の文言を解釈した上で対応すべきである。

情報公開制度は、行政がその保有する情報をできる限り明らかにすることによって、住民との協働により、より公正で民主的な行政運営を図るというものであり、情報公開請求により実施機関に不必要に時間と労力をかけさせることも、実施機関が請求内容を狭義に解釈して決定を下すことも望ましくなく、情報公開請求者と実施機関双方の協力により、本制度が円滑に運用されることを期待する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年12月20日	調査、審議
平成31年 2月21日	答申調整
平成31年 3月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行